



# 鳥取県公報

平成15年11月7日(金)

号外第143号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(88)(林政課).....	2
告 示	林業改善資金貸付基準の廃止(670)( ).....	16

### ——— 公布された規則のあらまし ———

#### 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 題名を鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(現行 鳥取県林業改善資金貸付規則)とすることとした。(題名関係)
- 2 林業改善資金の種類区分を廃止し、当該資金を林業・木材産業改善措置(林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。)を実施するのに必要な次に掲げる資金に改め、その名称を林業・木材産業改善資金とすることとした。(第2条、旧第4条関係)
  - (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
  - (2) 造林に必要な資金
  - (3) 立木の取得に必要な資金
  - (4) 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で知事が別に定めるもの
- 3 県は、予算の範囲内において、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う林業・木材産業改善資金助成法に規定する融資機関に対し、当該業務に必要な資金(以下「県貸付金」という。)を貸し付けるものとする。 (新第3条関係)
- 4 県が林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の貸付手続に、貸付資格の認定を加えることとした。(新第7条、新第8条関係)
- 5 県貸付金について、その貸付手続、期限前償還、支払猶予その他の貸付制度について定めることとした。(新第6条～新第18条関係)
- 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 7 施行期日等
  - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第88号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下この条において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則</p>	<p>鳥取県林業改善資金貸付規則</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>林業・木材産業改善資金助成法</u>（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、林業従事者等に対して<u>林業・木材産業改善資金</u>を貸し付け、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに<u>林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、<u>林業改善資金助成法</u>（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、林業従事者等に対して<u>林業改善資金</u>を貸し付け、もって林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び<u>林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</u></p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規則において「<u>林業・木材産業改善資金</u>」とは、<u>林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規則において「<u>林業改善資金</u>」とは、<u>法第2条に規定する林業生産高度化資金、新林業部門導入資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金</u>をいう。</p>

業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。)を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 造林に必要な資金
- (3) 立木の取得に必要な資金
- (4) 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要な資金で知事が別に定めるもの

3 この規則において「木材産業」とは、木材製造業、木材卸売業又は木材市場業をいう。

(林業・木材産業改善資金の貸付け)

第3条 県は、予算の範囲内において、林業従事者等に対して林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。

2 県は、前項に規定する場合のほか、予算の範囲内において、林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を行う法第3条第2項に規定する融資機関(以下「融資機関」という。)に対して当該業務に必要な資金(以下「県貸付金」という。)を貸し付けるものとする。

(貸付金の貸付限度額等)

第4条 県又は融資機関から貸し付けられる林業・木材産業改善資金(以下「貸付金」という。)の一の林業従事者等に係る貸付金の合計額の限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(木材産業に係る林業・木材産業改善措置を実施する場合にあっては、それぞれ1億円)とする。ただし、

(林業改善資金の貸付け)

第3条 県は、予算の範囲内において、林業従事者等に対して林業改善資金を貸し付けるものとする。

(林業改善資金の種類)

第4条 前条の規定により貸し付けられる林業改善資金(以下「貸付金」という。)の種類は、別表の第1欄に掲げるとおりとする。

(貸付金の貸付限度額等)

第5条 貸付金の貸付限度額、償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)及び据置期間は、別表の第2欄から第4欄までに掲げるとおりとする。

2 一の林業従事者等に係る貸付金の合計額の限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 個人 1,500万円
- (2) 会社 3,000万円
- (3) 前2号に掲げる者以外のもの 5,000万円

3 貸付金は、無利子とする。

知事が、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図るために必要があると認める場合において農林水産大臣と協議した場合にあっては、当該協議をして定めた額とする。

- (1) 個人 1,500万円
  - (2) 会社 3,000万円
  - (3) 前2号に掲げる者以外のもの 5,000万円
- 2 貸付金は、無利子とする。

(貸付金の償還方法等)

第5条 貸付金の償還は、償還期間を1年以内とした貸付金にあっては一時払の方法、その他の貸付金にあっては均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、いつでも繰上償還をすることができる。

2 貸付金の償還期間(据置期間を含む。以下同じ。)は、10年以内とし、貸付金の据置期間は、3年以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号)第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合の償還期間は12年以内とし、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条第1項の認定を受けた同法第2条第2項に規定する事業主が当該認定に係る計画に従って同法第5条第1項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令(平成8年政令第153号)第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合の償還期間は15年以内とする。

(担保又は保証人)

第6条 県から貸付金の貸付けを受けようとする者(以下「県貸付申請者」という。)は、知事が適当と認める物件を担保に供し、又は知事が別に定める数の連帯保証人を立てなければならない。ただし、林業・木材産業改善資金助成法施行令(昭和51年政令第131号)第5条各号に掲げる者については、この限りでない。

2 県貸付申請者が林業従事者等の組織する団体である場合において連帯保証人を立てるときは、その構成員のうち当該借受けによって受益する者(その者が特定されないときは、当該団体の理事その他の役員)が、当該団体の連帯保証人とならなければならない。

3 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があ

(貸付金の償還方法)

第6条 貸付金の償還は、均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(担保又は保証人)

第7条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、知事が適当と認める物件を担保に供し、又は貸付金の種類に応じて知事が別に定める数の連帯保証人を立てなければならない。ただし、林業改善資金助成法施行令(昭和51年政令第131号)第5条各号に掲げる者については、この限りでない。

2 貸付金の貸付けを受けようとする者が林業従事者等の組織する団体である場合において連帯保証人を立てるときは、その構成員のうち当該借受けによって受益する者(その者が特定されないときは、当該団体の理事その他の役員)が、当該団体の連帯保証人とならなければならない。

3 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があ

ると認めるときは、県から貸付金の貸付けを受けた者（以下「県借受者」という。）に対して、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保に供する物件の追加若しくは変更を求めることができる。

- 4 融資機関から貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「融資機関貸付申請者」という。）は、独立行政法人農林漁業信用基金による保証を受け、又は融資機関が确实と認める前3項の規定に準ずる担保を提供し、若しくは連帯保証人を立てなければならない。

（貸付資格の認定の申請）

第7条 県貸付申請者及び融資機関貸付申請者（以下「申請者」という。）は、法第7条第1項の林業・木材産業改善措置に関する計画（以下「林業・木材産業改善措置計画」という。）を作成し、これを林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。以下「貸付資格認定申請書」という。）に添え、2通を、当該貸付けに係る事業の主たる事業地を所管する総合事務所農林局又は地方農林振興局（以下「経由機関」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。

- 2 融資機関貸付申請者は、前項の規定による申請を行う際には、融資機関に借入申込書を提出した上で、貸付資格認定申請書に当該借入申込書の写しを添えて提出しなければならない。

（貸付資格の認定）

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、林業・木材産業改善措置計画の内容が知事が別に定める要件に該当し、かつ、申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が当該申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認めたとときに、認定を行うものとする。

- 2 知事は、前項の認定の可否を申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、融資機関貸付申請者に係る第1項の認定の可否を当該融資機関に通知するものとする。

（貸付けの申請）

第9条 県貸付申請者は、林業・木材産業改善資金貸付申請書（様式第2号）2通を、経由機関を経由して、知事に提出しなければならない。この場合において、当該申請書の提出は、第7条第1項の規定による申請と併せて行うものとする。

ると認めるときは、貸付金の貸付けを受けた者に対して、連帯保証人の追加若しくは交替又は担保に供する物件の追加若しくは変更を求めることができる。

（貸付けの申請）

第8条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、林業改善資金貸付申請書（様式第1号）に事業計画書を添え、2通を、当該貸付けに係る事業の主たる事業地（研修教育資金にあっては、その者の住所地）を所轄する地方農林振興局又は日野総合事務所農林局（以下「経由機関」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。

2 融資機関は、県貸付金の貸付けを受けようとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、各林業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等を添付しなければならない。

（貸付けの決定）

第10条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、速やかに、これを審査し、貸し付けることが適当であると認めたとときは、貸付けの決定を行うものとする。この場合において、前条第1項の規定による申請に係る審査については、第8条第1項の規定による貸付資格の認定に係る審査と併せて行うものとする。

2 知事は、前項の決定の可否を県貸付申請者又は融資機関に通知するものとする。

3 前項の場合において、県貸付申請者に対する通知については、第8条第2項の通知と併せて行うものとする。

（融資機関の貸付け）

第11条 融資機関は、県貸付金の交付を受けようとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、県貸付金を交付するものとする。

3 融資機関は、前項の規定による交付を受けたときは、速やかに、融資機関貸付申請者に林業・木材産業改善資金の貸付けを行わなければならない。

（借用証書）

第12条 県貸付申請者は、第10条第1項の規定により貸付けの決定を受けたときは、林業・木材産業改善資金借用証書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 融資機関は、第10条第1項の規定により貸付けの決定を受けたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

3 第1項の借用証書には、県貸付申請者及び連帯保証人に係る印鑑証明書を添付しなければならない。

（事業の完了等）

第13条 借受者は、林業・木材産業改善資金の貸付け後3月以内（3月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置計画に記載する事業

（貸付けの決定）

第9条 知事は、前条の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに、これを審査し、貸し付けることが適当であると認めたとときは、貸付けの決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、林業改善資金貸付決定通知書を申請者に交付し、貸し付けないと決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

（借用証書）

第10条 貸付金の貸付申請者は、前条第2項の貸付決定通知書を受け取ったときは、林業改善資金借用証書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（事業の完了等）

第11条 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の貸付け後3月以内（福利厚生施設資金及び林業経営開始資金にあっては6月以内、団地間伐促進資金、複層林

完了までの期間内)に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難なときは、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

- 2 借受者は、事業の完了後20日以内に、事業実施報告書2通を、県借受者にあっては経由機関を経由して知事に、融資機関借受者にあっては当該融資機関に提出しなければならない。
- 3 融資機関は、前項の規定により事業実施報告書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに、知事に報告書を提出しなければならない。

(期限前償還)

第14条 知事又は融資機関は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)~(3) 略

- 2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1) 県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(2) 県貸付金の償還金の支払を怠ったとき。

(3) 知事が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、その報告を怠ったとき。

(支払の猶予)

第15条 知事は、次に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。

(1) 略

(2) 借受者(その者が団体であるときは、その団体を構成する個人)又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(支払猶予の申請)

第16条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする借受者は、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(様式第7号)に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添え、2通を、支払期日(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)の30日前までに、県借受者にあっては経由機関を経由して知事に、融資機関借受者にあっては当該融資機関に提出しなければならない。

転換促進資金、地域技術導入資金及び新林業部門導入資金にあっては9月以内)に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難なときは、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

- 2 貸付金の貸付けを受けた者は、事業完了後20日以内に、事業実施報告書2通を、経由機関を経由して、知事に提出しなければならない。

(期限前償還)

第12条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)~(3) 略

(支払の猶予)

第13条 知事は、次に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。

(1) 略

(2) 貸付金の貸付けを受けた者(その者が団体であるときは、その団体を構成する個人)又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(支払猶予の申請)

第14条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、林業改善資金償還金支払猶予申請書(様式第3号)に支払の猶予を必要とする理由を証明する書類を添え、2通を、支払期日(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)の30日前までに、経由機関を経由して、知事に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の規定による支払猶予の申請があったときは、速やかに、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写しを添付しなければならない。

（支払猶予の決定）

第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、速やかに、これを審査し、支払を猶予することが適当であると認めたときは、支払の猶予の決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定を行ったときは、その旨を申請を行った県借受者又は融資機関に通知するものとする。

3 融資機関は、前項の通知を受けたときは、速やかに、その旨を申請を行った融資機関借受者に通知しなければならない。

（違約金）

第18条 知事又は融資機関は、借受者が支払期日に償還金又は第14条の規定により償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年12.25パーセントの割合でもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 融資機関は、前項の規定により違約金を徴収したときは、速やかに、徴収した金額を県に納付するものとする。ただし、融資機関が県貸付金の償還を支払期日に支払っている場合は、この限りでない。

3 略

（事務の委託）

第19条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務（融資機関の行う当該事務を除く。）を鳥取県森林組合連合会に委託する。

（雑則）

第20条 略

（支払猶予の決定）

第15条 知事は、前条の規定により償還金支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、これを審査し、支払を猶予することが適当であると認めたときは、支払の猶予の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定を行ったときは、林業改善資金償還金支払猶予決定通知書を申請者に交付し、支払を猶予しないと決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

（違約金）

第16条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第12条の規定により償還をすべき金額を支払わなかったときは、延滞金額につき年12.25パーセントの割合でもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 略

（事務の委託）

第17条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を鳥取県森林組合連合会に委託する。

（雑則）

第18条 略

第2条 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を次のように改正する。

別表を削る。

様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第1号(第7条関係)

林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書

職 氏 名 様

林業・木材産業改善資金の貸付資格の認定を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第7条第1項の規定により林業・木材産業改善措置に関する計画を添えて申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申 請 者 ふ り が な

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

印

様式第2号(第9条関係)

林業・木材産業改善資金貸付申請書

職 氏 名 様

林業・木材産業改善資金の貸付けを受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申 請 者 ふ り が な

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

印

整理番号										
償還期間	据置期間	資金交付希望日			借り受けようとする事業費及び申請額					
					事業量	事業費	申請額			
年	年	月	日	千円			千円			
連帯債務者	住所	氏名		印	連帯保証人	住所	氏名		印	
担保物件										
金融機関名 (貸付金振込預金口座)				預金名			口座番号			
償還計画										
償還計画	償還計画									
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	月日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事務委託機関					事務再委託機関					
申請者の概要										
主たる事業所(場)の所在地										
設立時期(個人にあっては、事業開始の時期)										
事業の概要										
資本金の額又は出資の総額										
常時使用する従業者数										

様式第3号(第9条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

職 氏 名 様

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第3条第2項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、貸付金を借用したいので、同規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
名 称  
申 請 者 代表者の  
氏 名  
電話番号

⑩

林業・木材産業改善資金借入金額 円

添付書類 各林業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等

様式第3号の次に次の5様式を加える。

様式第4号(第11条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

職 氏 名 様

年 月 日付で貸付決定のあった林業・木材産業改善資金県貸付金の支払を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

年 月 日

郵 便 番 号  
主 たる 事 務 所 の  
所 在 地  
請 求 者 名 称  
代 表 者 の 氏 名  
電 話 番 号

⑩

今回支払請求額 円

様式第5号(第12条関係)

(表面)

収入印紙は  
り付け欄

林業・木材産業改善資金借用証書

貸付決定日	年 月 日	貸付決定番号	
資金の内容			
資金の用途			
借受者の氏名 又は名称			住所
借 入 金 額	支 払 期 日 及 び 償 還 額	第1回	年 月 日 千円
千円		第2回	年 月 日 千円
		第3回	年 月 日 千円
		第4回	年 月 日 千円
		第5回	年 月 日 千円
最 終 支 払 期 日		第6回	年 月 日 千円
		第7回	年 月 日 千円
年 月 日		第8回	年 月 日 千円
		第9回	年 月 日 千円
		第10回	年 月 日 千円

本日、上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用しました。ついては、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

職 氏 名 様

借 受 者

郵 便 番 号  
 住 所  
 (法人にあっては、主  
 たる事務所の所在地)  
 ふ り が な  
 氏 名  
 (法人にあっては、名  
 称及び代表者の氏名)  
 電 話 番 号

Ⓜ

上記資金の借受けにつき、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

氏 名	印	住 所
計		人

添付書類 借受者及び連帯保証人に係る印鑑証明書

(裏面)

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

(注) 必要に応じて、特約条項を記載すること。

様式第6号(第12条関係)

(表面)

収入印紙は  
り付け欄

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

貸付決定日	年 月 日			貸付決定番号	
借受者の名称				主たる事務所 の所在地	
借 入 金 額	支 払 期 日 及 び 償 還 額	第1回	年 月 日	千円	
千円		第2回	年 月 日	千円	
		第3回	年 月 日	千円	
		第4回	年 月 日	千円	
		第5回	年 月 日	千円	
最 終 支 払 期 日		第6回	年 月 日	千円	
		第7回	年 月 日	千円	
年 月 日		第8回	年 月 日	千円	
		第9回	年 月 日	千円	
		第10回	年 月 日	千円	

本日、上記のとおり林業・木材産業改善資金県貸付金を借用しました。については、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

職 氏 名 様

借 受 者  
 郵便番号  
 主たる事務所の  
 所在地  
 名 称  
 代表者の氏名  
 電話番号



(裏 面)

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

(注) 必要に応じて、特約条項を記載すること。

様式第7号(第16条関係)

林業・木材産業改善資金支払猶予申請書

職 氏 名 様

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金について、支払の猶予を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第1項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

	郵 便 番 号	
	住 所	
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
申 請 者	ふ り が な 氏 名	Ⓜ
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電 話 番 号	

	郵 便 番 号	
	住 所	
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
連 帯 債 務 者	ふ り が な 氏 名	Ⓜ
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電 話 番 号	

	郵 便 番 号	
	住 所	
	(法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
連 帯 保 証 人	ふ り が な 氏 名	Ⓜ
	(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
	電 話 番 号	

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

(変更理由)

添付書類 被災等を証明する書類

2 償還計画

(変更前)

償 還 内 容			
回	償 還 期 日	償 還 金 額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償 還 内 容			
回	償 還 期 日	償 還 金 額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(支払猶予後の借受残高の償還方法)

様式第8号(第16条関係)

林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書

職 氏 名 様

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金について、支払の猶予を受けたいので、鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第16条第2項の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号  
 主たる事務所の  
 所在地  
 名 称  
 代表者の氏名  
 電話番号

申 請 者

㊟

年 月 日償還予定の償還金額 円

1 借り受けている資金

貸付決定日	貸付決定番号	借受金額	既償還額	借受残高	備考
年 月 日		円	円	円	

## 2 償還計画

(変更前)

償 還 内 容			
回	償 還 期 日	償 還 金 額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(変更後)

償 還 内 容			
回	償 還 期 日	償 還 金 額	残 高
1	年 月 日	円	円
2			
3			
4			
5			

(支払猶予後の借受残高の償還方法)

--

添付書類 各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金支払猶予申請書の写し

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

---

告 示

---

## 鳥取県告示670号

昭和51年鳥取県告示第609号(林業改善資金貸付基準について)は、平成15年11月6日限り廃止する。

平成15年11月7日

鳥取県知事 片 山 善 博